

「とちぎ若者応援バンク」Web サイト作成業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

この要領は、「とちぎ若者応援バンク」Web サイト作成業務を委託するに当たり、最も適切な事業者を特定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 「とちぎ若者応援バンク」Web サイト作成業務
- (2) 業 務 内 容 別添「とちぎ若者応援バンク」Web サイト作成業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和7(2025)年10月15日(水)まで
- (4) 委 託 料 上 限 額 3,602,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (5) 問 合 せ 先 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県生活文化スポーツ部 県民協働推進課 青少年応援室
TEL: 028-623-3075 FAX: 028-623-2121

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 4(1)カの審査実施日までに、納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (7) 地方公共団体又は国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 公募型プロポーザルの手続き

- (1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表

令和7(2025)年4月16日(水)

イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 7 (2025)年 4 月 21 日 (月) 午後 3 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 7 (2025)年 4 月 25 日 (金)
エ 参加表明書の提出期限	令和 7 (2025)年 4 月 30 日 (水) 午後 3 時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和 7 (2025)年 5 月 12 日 (月) 午後 5 時必着
カ 企画提案選定委員会	令和 7 (2025)年 5 月 16 日 (金)
キ 選定結果の通知・公表	令和 7 (2025)年 5 月 20 日 (火) 予定

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式 1)を 2 (5)宛てに電子メールにファイル(ファイル形式は Microsoft Word、又は PDF とする)を添付して提出すること。

※メール送信後、必ず電話連絡を行うこと。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにより、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加申込書の提出

プロポーザルへ参加を希望する者は、参加表明書(別記様式 2-1)及び確認書(別記様式 2-2)を電子メール又は持参により提出すること。

※電子メールによる提出の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 (2025)年 5 月 8 日 (木) 午後 3 時までに辞退届(別記様式 3)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書は、仕様書及び以下のア～エに基づいて企画提案書を作成し、電子メール又は持参により提出すること

※電子メールによる提出の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 紙媒体による提出の場合、カラー印刷をしてください。企画提案書の用紙は、原則として A4 版用紙を使用し、A3 版用紙を使用する場合には、A4 版サイズに折り込んでください。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成してください。なお、記載順序は任意とします。

(ア) 業務遂行に当たっての総合的な実施方針

(イ) ビジネス利用・不正利用の対策に関する手法

(ウ) 予算・執行管理の手法

(エ) 具体的な実施計画及びスケジュール

(オ) 業務実施体制

(カ) 独自の提案事項(付帯提案)

本業務の効果を向上させる独自の企画を提案することとし、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めること。

(キ) 国、地方公共団体が発注した類似業務の受注実績(過去 3 年間のもの)

(ク) 見積額

ウ 電子データによる提出の場合、参加者名の入ったデータ及び参加者名が入っていないデータの2種類を添付すること。また、紙媒体による提出の場合、企画提案書の提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とする。副本は無記名（会社名）とし、社名が類推できないように作成してください

エ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区分）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年度栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限ります。

ク 提出された書類は、県庁内及び委員会で使用する場合に限り、複写することがある。

ケ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 契約候補者の選定方法

「とちぎ若者応援バンク」Webサイト作成業務委託に係るプロポーザル審査及び委託契約候補者の選定要領（以下「選定要領」という。）のとおり。

(2) 評価基準

選定要領別表「とちぎ若者応援バンク」Webサイト作成業務委託プロポーザル審査基準表のとおり。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書について、評価基準に基づき、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し、評価を行う。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2（4）の委託料上限額を超える場合

- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、委員会は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とします。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。